



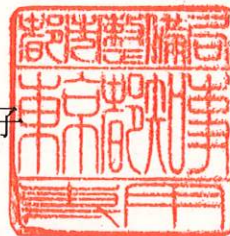
〒205-0003
東京都羽村市
緑ヶ丘3-3-7

3都市建建第144号
令和3年5月6日

(株)大進緑建

森尻 潤 様

東京都知事 小池 百合子



特定建設業の許可について (通知)

令和 3年 3月 25日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので
通知します。

記

許 可 番 号	東京都知事 許 可 (特 - 3) 第 112850 号
許可の有効期間	令和 3年 5月 2日から 令和 8年 5月 1日まで
建設業の種類	
土木工事業 石工事業 舗装工事業 塗装工事業 水道施設工事業	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 4月 1日
(裏面の注意事項をお読みください。)

許可後の注意事項

1 許可について

許可の有効期間は5年間です。（許可のあった日から5年目の許可日に
対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が土曜日、
日曜日等の閉庁日であっても同様の扱いになります。）

2 変更届の提出について（建設業法（昭和24年法律第100号）第11条）

許可申請事項に変更があった場合には、その都度変更届を提出しなければなりません。

- (1) 決算変更届（每事業年度経過後4か月以内）
- (2) 経營業務の管理責任者、専任技術者の変更届（変更後2週間以内）
- (3) その他の変更届（変更後30日以内）

3 許可の更新について（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第5条）

更新の申請は、許可の満了する日の2か月前から表面記載の書類提出期限（この日が閉庁日に該当する場合は、直後の開庁日）までに行ってください。